

# 「医療分野におけるICT利活用ロードマップ（仮称）の作成等に対する執行支援委託」 提案書評価基準

## 1 基本的な評価事項

受託候補者の特定にあたっては、本市にとって最適な事業者を選定するため、公募型プロポーザル方式を採用し、評価点の最も高い提案者を受託候補者とします。

## 2 評価点

提案書の内容及びヒアリングの内容を合わせて評価し、評価点を与えます。評価委員1人あたりの評価点の満点は140点とします。

## 3 評価点の最も高い者が2人以上あるときの対応

評価項目のうち「提案内容」の評価点合計が高い者を受託候補者として特定します。

これが同点となったときは、「本業務の実施体制」の評価点合計が高い者を受託候補者として特定します。

これも同点となったときは、評価委員の投票で多数決により当該同点者の順位を決定します。票数が同数の場合には委員長の判断により決定します。

## 4 評価委員会を欠席した評価委員の評価点の取扱い

評価委員が評価委員会を欠席した場合、その評価委員の評価点は無効とします。

## 5 評価方法

(1) 評価項目、評価の着目点及びそのウェイトの詳細については、【表】プロポーザル評価表のとおりです。

(2) 各評価項目（ワークライフバランスに関する取組、障害者雇用に関する取組を除く）について、A、B、Cの3段階評価を行います（これまでの業務実績についてはA、Bの2段階評価）。評価は各A＝5点、B＝3点、C＝0点とし、各項目の比率を乗じた点数とします。

例えば、比率2の項目の場合、

評価がAであれば評価点は  $5 \text{点} \times 2 = 10 \text{点}$

評価がBであれば評価点は  $3 \text{点} \times 2 = 6 \text{点}$

評価がCであれば評価点は  $0 \text{点} \times 2 = 0 \text{点}$

(3) 全ての評価項目を絶対評価により採点します。

(4) 評価委員の持ち点の合計の60%を基準点とします（評価委員5人全員が評価委員会に出席した場合の満点は700点、基準点は420点）。基準点に達しない場合は不適格とします。

【表】提案書評価基準

評価項目	評価の着目点	評価			採点			
		A (5点)	B (3点)	C (0点)	評価	比率	配点	
これまでの業務実績	人口20万人以上の地域単位以上を対象としたEHR構築、EHR-PHR連携あるいはそれらの支援の件数・規模(過去5年間:平成28年度以降)	優	有	—		×1	5点	
	医療分野におけるICT技術活用に関する調査設計・設計支援実績の件数・規模(過去5年間:平成28年度以降)	優	有	無		×1	5点	
	国・地方公共団体における医療政策関連のロードマップ作成の件数(過去5年間:平成28年度以降)	優	有	無		×1	5点	
本業務の実施体制	管理責任者における、上記「これまでの業務実績」と同種又は類似する業務の実績(過去5年間:平成28年度以降)、関連資格の有無	優れている	A Cに該当しない	劣っている		×2	10点	
	管理責任者以外の作業担当者における、上記「これまでの業務実績」と同種又は類似する業務の実績(過去5年間:平成28年度以降)、関連資格の有無	優れている	A Cに該当しない	劣っている		×1	5点	
	十分なサポートが見込める業務遂行体制と考えられるか(担当者数、本市とのミーティング実施方法、頻度等)	優れている	A Cに該当しない	劣っている		×3	15点	
提案内容	「医療分野におけるICT利活用ロードマップ(仮称)」の作成支援	医療分野におけるICT技術の利活用に関する知識が十分か	優れている	A Cに該当しない	劣っている		×2	10点
		国の関連施策に対する知識が十分か(地域医療構想、データヘルス改革等)	優れている	A Cに該当しない	劣っている		×3	15点
		本市における医療提供体制およびその課題に対する理解が十分か	優れている	A Cに該当しない	劣っている		×3	15点
	補助事業の効果検証及び改善策の立案支援	補助事業に対する理解が十分か	優れている	A Cに該当しない	劣っている		×1	5点
		EHR構築推進における課題への理解が十分か	優れている	A Cに該当しない	劣っている		×2	10点
		効果検証に必要な情報収集を十分に履行してもらえると見込めるか	優れている	A Cに該当しない	劣っている		×3	15点
	医療分野におけるICT技術利活用意向調査の設計支援・分析	調査手法ごとの特徴(メリット・デメリット)に対する知識が十分か	優れている	A Cに該当しない	劣っている		×2	10点
		データ分析に関するノウハウが豊富か	優れている	A Cに該当しない	劣っている		×2	10点
	小計							135点

評価項目	評価の着目点	評価			採点		
		A (1点)	B (0点)	C	評価	比率	配点
ワークライフバランス・障害者雇用・健康経営に関する取組	次の認定のうち、いずれか1つ以上を取得している ・健康経営銘柄の選定 ・健康経営優良法人の認定 ・横浜健康経営認証AAAクラス又はAAクラスの認定	該当している	該当していない	—		×1	1点
	次世代育成支援対策推進法に基づく認定を取得している	該当している	該当していない	—		×1	1点
	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定を取得している	該当している	該当していない	—		×1	1点
	若者雇用促進法に基づく認定を取得している	該当している	該当していない	—		×1	1点
	障害者雇用促進法に基づく法定雇用率2.2%を達成している(従業員45.5人以上)、又は障害者を1人以上雇用している(従業員45.5人未満)	該当している	該当していない	—		×1	1点
小計							5点

合計							140点
----	--	--	--	--	--	--	------